

決 定 書

主 文

請求人の請求を棄却する。

第 1 請求の要旨

請求人の愛媛県職員措置請求書の内容及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は、次のとおりである。

- 1 知事は、愛媛県松山地方局長（以下「松山地方局長」という。）が平成19年12月21日に社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「県公嘱協会」という。）に支出した来街改第5号測の10 来住余戸線地方道路交付金工事に係る登記業務委託料473,136円のうち、164,105円については不当な支出であるから、愛媛県に返還する措置を講じるよう請求する。
- 2 松山地方局長は、平成19年9月10日付けで県公嘱協会に来住余戸線地方道路交付金工事として、来街改第5号測の10登記委託業務（以下「本件業務」という。）を、委託料938,386円で委託し、平成19年11月29日付けで委託料を473,136円に変更して、土地家屋調査士甲（以下「本件代理人」という。）が復代理人になり実施、平成19年11月30日付けで業務完了届出書の提出を受け、同日付けで業務確認調書を作成し、平成19年12月21日に県公嘱協会理事長に委託料473,136円を支払っている。

3 平成19年11月30日付けで県公嘱協会理事長が、松山地方局長に提出している業務完了届出書で、本件代理人が作成した報告書によれば、平成19年10月17日と18日に行われたA番とB番の境界確認において、起業地であるA番の所有者乙、B番の所有者丙と、隣接地C番及びD番の登記名義人丁の父である戊が、境界確認の資料とするため、現状を測量することについて承諾したとか、各人が所有地の筆界を確認したとか記載したり、D番の山林がA番の雑種地内に、C番の原野がB番の田の中に存在する図面を作成したりしているが、戊はもとより、乙も丙も境界立会はしたが、堤状の土地が松山市有地であるとは認めておらず、筆界確認もしてなく、ましてや戊の所有地が自己の所有地内に存在することは認めてはいない。

また、松山市長が、知事の申請代理人の本件代理人から補正書類が提出されていないため、松山市管財課員も松山地方局用地課員も境界確認を証する文書を作成していないままに、境界確認申請書が返戻されているから、境界確認は行ったが成果はなかったことになる。

以上の事実から、業務完了届出書に添付されている報告書と図面は事実と反する虚偽文書である。

4 さらに、業務完了届出書に本件代理人が添付し提出している地図に準ずる図面に、新設地番のE番が付されている土地で、国が一部を買収した残地のF番の土地に道と記載されていたので、納得がいかぬ戊が松山地方法務局を訪問し、改めて地図に準ずる図面の交付を受けたところ、道と記載されてなかった。

本件代理人は、松山地方法務局が交付の公図（地図に

準ずる図面)さえ改ざんし、虚偽文書を作成しているの
である。

5 このような者が作成した報告書と図面は、次のとおり
不備なのに、これらを添付した業務完了届出書を適正と
認めて業務確認調書を作成し、松山地方局長が委託料
473,136円を支出しているのは、極めて不当である。

(1) 「資料調査の地図類の17件」は、「登記業務を(社)愛
媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託する場合
の報酬額に関する運用基準」(以下「運用基準」とい
う。)によれば、成果品に添付された地図類に、適用
した筆の地番に印を付されたものにより検証すること
になっており、地図類は法務局備え付けの図面、旧公
図等となっているが、成果品に添付されている地図に
準ずる図面は、法務局備え付けの図面ではないうえ、
適用した筆の地番に印が付されてないから、積算対象
の17筆全筆の検証ができないので、委託料12,070円は
全額が不当な支出である。

(2) 「資料調査の疎明書面の3件」は、運用基準によれ
ば、境界立会した土地所有者3名の権利に関する承諾
書等のAからEで、成果品に添付されている収集書面
(写)により検証することになっているが、3名から
収集した権利に関する承諾書等のAからEの収集書面
は添付されてなく、貸与図書受領書も添付されてない
ので、積算額9,900円は全額が不当な支出である。

(3) 「現地調査の事前調査の1件」は、運用基準によれ
ば、土地の物理的状況及び利用状況、地形、基準点の
調査や境界紛争の有無等を境界立会に先立ち調査する
もので、起業地10筆当たりを1件として計上し、検証
は成果品に添付された事前調査報告書によることに

なっているが、この事前調査を検証する事前調査報告書が成果品に添付されていないから、積算額 26,410 円は全額が不当な支出である。

- (4) 「現地調査の立会の民有地境界立会の4点」は、運用基準によれば、境界立会で相隣者間の合意が得られた場合に成果品に添付された立会者の署名の確認書により検証することになっているが、民有地境界立会者3名は署名してなく、成果品に確認書が添付されていないから、積算額 20,706 円は全額が不当な支出である。

- (5) 「測量業務の面積測量の4,000 m²以下」は、成果品に添付された求積図であるが、民有地境界立会者3名は境界確認の署名をしてなく、確認書も成果品に添付されてなく、戊はもちろんのこと、乙も丙もこのような図面の存在自体を認めないとしている。

「測量業務の面積測量」は、運用基準によれば、成果品に添付された求積図により検証することになっており、民有地所有者3名の境界確認を得ないで本件代理人が作成した検討丈量図は、求積図ではなく概測図であるから、単価は2分の1であり、積算額のうち、77,265 円は不当な支出である。

- (6) 「その他の丈量図（帯図）の作成」は、起業地隣接地との境界未定のため仮丈量図と記載されているのに積算額 19,880 円を満額支払っているのは不当である。

検証の方法についての定めはないが、測量業務の面積測量の概測図に相当するので、単価の2分の1の9,940円は不当な支出である。

- 6 よって、松山地方局長が県公嘱協会理事長に支出した登記業務委託料 473,136 円のうち、資料調査の地図類での

不当な支出額 12,070 円、疎明書面の9,900円、事前調査の26,410 円、民有地境界立会の 20,706 円、測量業務の面積測量の 77,265 円、その他の丈量図（帯図）作成の9,940 円の計 156,291 円に消費税 5 % 相当額7,814 円を加えた 164,105 円は、不当な支出であるから、知事が、愛媛県に返還する措置を講じるよう請求する。

第 2 監査の実施

本件請求は、平成 20 年 11 月 4 日に受付し、要件審査の結果、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の規定に定める要件を具備していると認め、同月 13 日これを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定により、平成 20 年 11 月 26 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査実施日

平成 20 年 11 月 27 日予備監査、同年 12 月 5 日委員監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

3 監査対象機関

愛媛県中予地方局建設部（平成 20 年 4 月 1 日の組織改正以前は、愛媛県松山地方局建設部。以下「中予局建設部」という。）及び愛媛県土木部管理局用地課（以下「土木部用地課」という。）を対象に監査した。

第 3 監査の結果

1 事実

中予局建設部及び土木部用地課を監査した結果、次の事実が認められた。

(1) 登記事務委託契約のあらまし

愛媛県が県公嘱協会に登記業務を委託する場合には、平成4年3月12日付け用第288号土木部長通知により、各地方局長と県公嘱協会理事長が単価契約を締結することとされており、本件に関しては、松山地方局長と県公嘱協会理事長が同年3月25日に単価契約を締結した登記事務委託契約書（平成19年11月1日最終変更契約）に基づき実施されている。

ア 登記業務委託料の積算方法

登記業務委託料は、各地方局長と県公嘱協会理事長が締結した登記事務委託契約書で定められた単価に基づき、運用基準に従って積算することとされている。

なお、当該基準は、内容について一部不明確な点があったことから、平成16年3月31日に全面改正を行い、項目ごとに〔適用〕、〔計上〕、〔検証〕に区分の上、〔検証〕において、必要となる成果品及び業務の検証方法を明示したほか、平成19年3月9日にも所要の改正を行っている。

イ 一般的な登記業務委託の手順

一般的な登記業務委託の手順は、おおむね次のとおりである。

地方局が委託業務の概要を「登記業務内容見積依

頼書」により通知し、業務内容の見積りを依頼
県公嘱協会が「登記業務内容見積書」を提出
地方局が「登記業務発注書」により業務を発注
県公嘱協会が「復代理人選任通知書」を提出
県公嘱協会（又は同復代理人）が業務に着手
県公嘱協会が「業務完了届出書」及び成果品を提出

地方局が成果品を検収し、「業務確認調書」を作成

県公嘱協会が登記業務委託料に係る請求書を提出
地方局が登記業務委託料を支払

ウ 検査の方法

検査は、運用基準に示された〔検証〕の方法に基づき、成果品の種別及び数量を確認するほか、必要に応じて復代理人からの聞き取り確認や追加書類の提出を求めるなどにより行い、「業務確認調書」を作成している。

(2) 本件業務の発注状況

ア 発注理由

中予局建設部は、本件業務の発注理由として、松山外環状道路改築工事の起業地について、地図訂正等が必要になることが考えられるため、法務局との事前の協議に必要な用地測量図等を作成し、ひいては、将来起業地を県が取得した場合に登記を行うためと説明している。

イ 発注手順

(7) 愛媛県松山地方局建設部用地課主任（以下「主任」という。）は、平成19年9月6日、愛媛県松山地方局建設部用地課長の決裁を得て、業務名

(来住余戸線 地方道路交付金工事)、業務内容 (境界確認等) 等を示した「登記業務依頼書」に、「位置図」及び依頼筆数 5 筆分の「土地登記事項証明書」(全部事項証明書) を付して、本件業務に係る見積りを県公嘱協会へ依頼している。

- (1) 県公嘱協会は、平成 19 年 9 月 10 日、業務の内容を見積りした「登記業務内容見積書」を愛媛県松山地方局建設部用地課 (以下「松局用地課」という。) に提出し、主任は、愛媛県松山地方局建設部長 (以下「松局建設部長」という。) の決裁を得て、同日付けで、「登記業務発注書」により、履行期限、委託内容を記載し、本件業務を県公嘱協会へ発注している。

なお、登記事務委託契約書の登記業務共通仕様書第 1 条に基づく特記仕様書 (登記業務共通仕様書により難しい場合、又はこれに定めない事項について定めるもの) は、作成されていない。

ウ 復代理人の選任状況

登記事務委託業務においては、県公嘱協会が復代理人を選任することとされており、本件業務について県公嘱協会は、平成 19 年 9 月 10 日、本件代理人を復代理人とする「復代理人選任通知書」を松局用地課に提出し、業務に着手している。

エ 発注内容

松山地方局長が県公嘱協会に発注した業務の内容は、

土地の分筆 (測量図 2 筆、分筆地形図・地役権図面 2 筆)、土地の添付書面 (現地調査書 2 通) 資料調査 (公簿類 12 筆、地図類 12 筆、疎明書面 2 件)

地図訂正（地図訂正図面 2 筆、地図訂正のための
現地調査 2 筆、官公庁調査 1 件、民間調査 1 件）
現地調査の事前調査 1 件、現地調査の筆界確認
（画地調整 2 区画、画地調整加算 2 区画）、現地
調査の立会（民有地境界立会の立会・確認 5 点、
公共用地境界立会の C ランク 6 点）
測量業務の面積測量（地積 3,000 m² 以下 1 件）、測
量業務の境界標設置（境界標埋設 15 点、引照点測
量 3 点）
材料の境界標（調査士会標（アルミプレート） 8
枚、プラスチック杭 2 本）となっており、
これらの委託料は、 32,300 円、 23,640 円、
83,160 円、 442,850 円、 307,370 円に消費税及び地
方消費税 44,466 円、 4,600 円を加算した合計 938,386
円となっている。

なお、本件業務において求める成果品の記載はな
されていない。

オ 変更発注に至る経緯

県公嘱協会から、境界確認について関係者の合意
を得られない部分があることから、業務の一部が遂
行できなくなったとして、平成 19 年 11 月 29 日、「登
記業務内容見積書（再）」の提出があり、主任は内
容を確認のうえ、松局建設部長の決裁を得て、同
日、変更発注をしている。

カ 変更後の発注内容

変更後の発注内容については、発注目的の変更は
なく、境界確認が不調となるまでに本件代理人が業
務を行った内容及び業務量について、再提出された
見積書により確認し変更しており、その具体的な業
務内容は、

資料調査（公簿類 17 筆、地図類 17 筆、図面類 4 筆、疎明書面 3 件）

地図訂正（官公庁調査 1 件、民間調査 2 件）

現地調査の事前調査 1 件、現地調査の立会（民有地境界立会の立会・確認 4 点、公共用地境界立会の A ランク 16 点）

測量業務の面積測量（地積 4,000 m² 以下 1 件）

その他の丈量図（帯図）作成 1,000 m² 1 件

書類の作成等の文案を要するもの 1 通となっており、

これらの委託料は、 40,400 円、 79,230 円、 152,956 円、 154,530 円、 19,880 円、 3,610 円に消費税及び地方消費税 22,530 円を加算した合計 473,136 円に変更となっている。

(3) 業務の完了

本件業務を完了した県公嘱協会は、平成 19 年 11 月 30 日付けで、「業務完了届出書」に成果品を添えて松山地方局長に提出している。

(4) 本件業務の検査状況

「業務完了届出書」の提出を受けた愛媛県松山地方局建設部用地課担当係長及び主任（以下「検査担当者」という。）は、同日、次のとおり検査を行い、当該届出書の内容が発注内容と相違ないことを確認し、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 164 条に基づく検査調書に相当する「業務確認調書」を作成し、松局建設部長の決裁を得ている。

ア 資料調査

(7) 公簿類 17 筆

「業務完了届出書」に添付された「土地登記事項証明書」（全部事項証明書）は、起業地の取得に伴う地図訂正等に必要な隣接地等17筆分であり、委託内容に相違ないことが確認されている。

(イ) 地図類 17筆

「業務完了届出書」に添付された「地図に準ずる図面」（写し）に記載された筆の数量及び内容は、委託した数量及び内容に相違ないことが確認されている。

なお、運用基準によれば、成果品に添付された地図類に、適用した筆の地番に印を付されたものにより検証することとされており、添付された地図には対象17筆の印が付されていなかったが、検査担当者は、本件代理人からの聞き取り確認を行って、「土地登記事項証明書」（全部事項証明書）の地番と照合し、内容が相違ないことを確認したとしている。

(ウ) 図面類 4筆

「業務完了届出書」に添付された「地積測量図」（写し）は、4枚であり、委託した数量及び内容に相違ないことが確認されている。

なお、運用基準によれば、計上単位が1筆当たりのため、対象は5筆となるが、うち2筆分は1枚の「地積測量図」で表されているため、1の図面として計上されている。

(I) 疎明書面 3件

本件代理人が関係土地の整合性を確認するための疎明書面（隣接境界線証明書等事実関係を証する書面）3件は、県が保有する図面を貸与して行っていることが確認されている。

なお、運用基準によれば、資料調査における疎明書面の作業項目は、「貸与図書受領書」により検証することとされており、本件業務においてはこれが作成されていないが、検査担当者は、本件代理人が作成した「作業日誌」に貸与図書の受領及び返還に関する記載があることをもって確認したとしている。

イ 地図訂正

(7) 官公庁調査 1 件

「業務完了届出書」に添付された「報告書」及び本件代理人の「作業日誌」により、松山市管財課職員と 1 回協議していることが確認されている。

なお、運用基準によれば、成果品に添付された「官公庁調査記録」により検証することとされており、当該記録は添付されていないが、検査担当者は、「報告書」及び「作業日誌」に「官公庁調査記録」に相当する記載があることをもって確認したとしている。

(1) 民間調査 2 件

「業務完了届出書」に添付された「報告書」及び本件代理人の「作業日誌」により、乙に対する意見聴取を 1 回、丙に対する意見聴取を 1 回、合計 2 回行っていることが確認されている。

なお、運用基準によれば、成果品に添付された「民間調査記録」により検証することとされており、当該記録は添付されていないが、検査担当者は、「報告書」及び「作業日誌」に「民間調査記録」に相当する記載があることをもって確認したとしている。

ウ 現地調査

(7) 事前調査 1 件

「業務完了届出書」に添付された収集資料及び本件代理人が作成した「作業日誌」により、業務実績が委託内容に相違ないことが確認されている。

なお、運用基準によれば、成果品に添付された「事前調査報告書」により検証することとされており、当該記録は添付されていないが、検査担当者は、「作業日誌」に「事前調査報告書」に相当する記載があることをもって確認したとしている。

(1) 立会

a 民有地境界立会（立会・確認）4 点

「業務完了届出書」に添付された「報告書」により、県が取得しようとする 2 筆の土地の間の筆界点 4 点が、成果品として提出された「検討丈量図」の筆界点の 4 点と一致し、かつ、この 4 点について当該土地所有者の合意が得られたことが、立会した職員により確認されたとしている。

なお、運用基準によれば、成果品に添付された立会者の署名の「確認書」により検証することとされているが、境界確認について関係者の合意を得られない部分があることから、「確認書」は作成されていない。

b 公共用地境界立会（A ランク）16 点

「業務完了届出書」に添付された「検討丈量図」において、県が取得しようとする土地 2 筆の東側及び北側に 47 の筆界点を設け当該図面を

作成しており、委託した筆界点16点を上回っていることが確認されている。

なお、運用基準によれば、計上単位が筆界点1点当たりのため、対象は47点となるが、対象地において多数の境界点が存在しており、これをすべて実績として計上することは妥当でないとの判断から、1筆8点として計上されている。

エ 測量業務の面積測量（地積4,000㎡以下）1件

運用基準によれば、測量原図の作成を含む土地の面積測量は、座標法を原則とし、成果品に添付された求積図により検証することとされているが、境界が確定できなかったため、一部乙及び丙の主張に基づく座標を使用して対象面積（3,781.87㎡）を求積し、「検討丈量図」を作成したことが、本件代理人が提出した同図や立会した職員により確認されたとしている。

オ その他の丈量図（帯図）作成1件

前記エの地積測量によって作成された「検討丈量図」が、丈量図（帯図）に相当するとして確認されている。

なお、運用基準によれば、その他の丈量図は、起業地に係る土地の登記簿地積（元地面積）を合計し、1,000㎡当たりを1件として計上することとされており、対象は2,300㎡であるので2件の計上となるが、前記エのとおり「検討丈量図」を成果として収めたことから、実績を1件として計上されている。

カ 書類の作成等の文案を要するもの1通

「業務完了届出書」に添付された「報告書」がこれに相当するとして、実績数量に相違ないことが確

認されている。

(5) 本件業務に係る支出の状況

平成19年12月7日付けで、県公嘱協会から松山地方局長に対し本件業務に係る請求書の提出があり、愛媛県会計規則第37条第1項の規定に基づき、同日、支出負担行為として整理され、同月21日に県公嘱協会に対し、473,136円が支出されている。

2 決定の理由

前記第3の1の認定事実に基づき、主文のとおり決定した理由は、以下のとおりである。

(1) 「資料調査の地図類の17件」に係る委託料12,070円全額が不当な支出であるとの点について

「資料調査の地図類」は、前記第3の1(4)ア(イ)で述べたとおり、提出のあった地図には対象となった17筆の印がなかったものの、別に提出のあった「土地登記事項証明書」(全部事項証明書)の地番と照合しており、内容が相違ないことが認められた。

したがって、委託料12,070円の支出は不当とはいえない。

(2) 「資料調査の疎明書面の3件」に係る委託料9,900円全額が不当な支出であるとの点について

「資料調査の疎明書面」は、前記第3の1(4)ア(イ)で述べたとおり、「貸与図書受領書」が提出されていないものの、本件代理人が作成した「作業日誌」において、貸与図書の受領及び返還に関する記載があること、当該貸与図書に相当する隣接境界線証明書等事実

関係を証する書面の現物が3件存在することにより、委託された業務が実施されたことが認められた。

したがって、委託料9,900円の支出は不当とはいえない。

- (3) 「現地調査の事前調査の1件」に係る委託料26,410円全額が不当な支出であるとの点について

「現地調査の事前調査」は、前記第3の1(4)ウ(ア)で述べたとおり、「事前調査報告書」が提出されていないものの、成果品に添付された収集資料及び本件代理人の「作業日誌」に「事前調査報告書」に相当する記載があることにより、委託された業務が実施されたことが認められた。

したがって、委託料26,410円の支出は不当とはいえない。

- (4) 「現地調査の立会の民有地境界立会の4点」に係る委託料20,706円全額が不当な支出であるとの点について

「現地調査の立会の民有地境界立会（立会・確認）」は、前記第3の1(4)ウ(イ)で述べたとおり、取得予定地を含む筆全体の土地の境界が確定できていないため、「確認書」は提出されていないが、提出のあった「報告書」により、県が取得しようとする2筆の土地の間の筆界点4点が、成果品として提出された「検討丈量図」の筆界点の4点と一致し、かつ、この4点について当該土地所有者の合意が得られたことが、立会した職員により確認されたとしているので、委託料積算の対象とする4点の筆界点を確定するための立会は行われたものと認められた。

したがって、委託料 20,706 円の支出は不当とはいえない。

- (5) 「測量業務の面積測量」に係る検討丈量図は、概測図であるから、単価は 2 分の 1 であり、積算額のうち、77,265 円は不当な支出であるとの点について

運用基準によれば、測量業務のうち「面積測量」業務は、「座標法を原則として各面積区分ごとに各単価を計上し」と定め、「成果品に添付された求積図により検証する」とされている。

受託者から提出された「検討丈量図」は、境界確認が不調に終わり、確定座標に基づき作成されたものではないため、登記に使用できる図面であるとは言い難いものの、現地において運用基準に定める座標法により座標値を公共基準点から計算して測量して作成されたものであり、測量手法及び測量業務の稼働自体については、実績に基づく検証がなされたものと認められる。

また、運用基準において、「地図訂正等のための概測図の作成については、上記単価の 2 分の 1 とする」と定められているところ、今回作成された「検討丈量図」が概測図に当たるか否かについてみると、概測図とは、運用基準において明確な定義は示されていないが、実務において、「地図訂正に使用するために大まかな点（「座標」に相当）を押さえ、概算値として算定した面積を表示した図面」として実体的運用がなされている。

しかるに、発注者である松山地方局長が県公嘱協会に対して、登記に使用するための図面として、座標法による座標値を用いて面積測量を行うこととして当該

業務を発注し、かつ、対象とする5筆の土地について関係権利者の同意が得られなかったが故に一部について確定座標を得るに至らず、その結果として丈量図として認め得る図面を受託者から受領し得なかったとしても、その「検討丈量図」をもって委託業務が遂行されたものと検証し、委託料を支出したことを不当とまでいうには至らない。

- (6) 「その他の丈量図（帯図）の作成」は、概測図に相当するので、単価は2分の1であり、積算額のうち、9,940円は不当な支出であるとの点について

「その他の丈量図（帯図）の作成」は、前記第3の1(4)オで述べたとおり、提出のあった「検討丈量図」をもって確認されており、当該委託料の支出が不当であるかどうかについては、前記(5)で述べたとおりである。

- (7) つまるところ、前記(1)から(6)までの請求人の主張は、運用基準に定められた成果品が提出されていない、あるいは検収方法が採られていないという外形的事実をもって、支出を不当とするものであるが、それぞれの項目について、松山地方局長が発注した個別具体の業務は、すべて目的達成ないしそれと同一視できる程度に遂行されていることが確認されたので、委託料を支出したことは相当と認めることができる。

- (8) その他の項目に係る委託料の支出について

請求人が主張する前記(1)から(6)までの項目以外についても、前記第3の1(4)で述べたとおり、一部の項目において、運用基準に定める成果品が提出されておら

ず、本件代理人の「作業日誌」等により検証している事例があるものの、いずれの項目も業務遂行の事実は認められ、不当な委託料の支出は認められなかった。

3 結論

以上のとおり、松山地方局長が平成19年12月21日に県公嘱協会に支出した本件業務に係る委託料については、不当な支出であるとは認められない。

したがって、松山地方局長が平成19年12月21日に県公嘱協会に支出した本件業務に係る委託料473,136円のうち、164,105円については不当な支出であるから、知事が愛媛県に返還する措置を講じるよう求める請求人の請求は、理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

第4 意見

今回の住民監査請求に基づき実施した監査においては、次のとおり改善を要すると認められる点が見受けられたので、意見として付記する。

- 1 松山地方局が県公嘱協会に委託した業務の遂行過程において、必要な業務の内容が明確に指示されず、県公嘱協会の判断等に依拠して行われていたとみられる点や、運用基準において「検証」に用いることとされている成果品の一部が作成又は提出されず、また提出すべきことを県公嘱協会に明示していないことが見受けられた。

業務発注者においては、委託する業務の内容を具体的かつ明確に提示・指示するとともに、運用基準に基づく検証が確実に実施されるよう、事務の適切な執行に努め

られたい。

- 2 さらに、運用基準については、平成16年、19年と改正が行われているものの、監査の過程で、記載誤り、記載漏れ、不明確あるいは具体性を欠く点が散見されたほか、実務においても客観的・統一的解釈に基づく運用が図られていないなど、不用・不当な支出を生じかねない事務取扱い上の不備が認められた。

担当部局においては、この「運用基準」をはじめ「登記事務委託契約書」及びこれに係る「仕様書」などの整合性を改めて点検・確認し、その内容を担当者に十分に周知徹底することにより、当該業務が適確に執行されるよう改善を期待する。

平成20年12月19日

愛媛県監査委員	壺	内	紘	光
同	白	石	友	一
同	田	中	多佳子	
同	明	比	昭	治